

## 第6章 火薬類の譲受、消費

### 6-1 譲受および消費許可申請【規則第90条の2】

#### (1) 法の規定

譲受及び消費の許可が滋賀県知事である場合において、消費の許可とあわせて譲受の許可を受けようとする者は、様式第50の火薬類譲受・消費許可申請書に火薬類消費計画書を添えて、提出することができる。

なお、建設用びょう打ち銃用空包および救命索発射銃用空包に係るものについては、権限特例条例第2条に基づき、消費地を管轄する市町の許可を受けなければならない。

#### (2) 提出書類

	提出書類名	様式	備考
①	火薬類譲受・消費許可申請書	規則様式 様式第50	<ul style="list-style-type: none"> <li>・手数料必要</li> <li>・※1を参照</li> <li>・代表者氏名、名称、事務所所在地等については第1章1-8を参照</li> </ul>
②	法人の登記事項証明書	原本	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請者が法人の場合</li> <li>・※2を参照</li> </ul>
③	住民票	原本	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請者が個人の場合</li> <li>・※2を参照</li> </ul>
④	委任状	滋火様式 第1-3号	代表者から委任された者（代表者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者）が申請する場合
⑤	火薬類譲受明細書	滋火様式 第6-1号	
⑥	残火薬類保管引受書	滋火様式 第6-2号	残火薬類を第三者の火薬庫において貯蔵する場合
⑦	火薬類を譲り受ける目的を証するもの	写し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・採石法に基づく事業の場合、「採石法に基づく岩石の採取計画の認可証」</li> <li>・土木工事による事業の場合、「工事契約書」。申請者が事業主と直接の契約者でない場合は、事業主と申請者の関係がわかる全ての契約書を添付</li> <li>・上記以外の事業は、譲り受け目的を証するもの</li> </ul>

	提出書類名	様式	備考
⑧	火薬類消費計画書	滋火様式第 6-3 号	<ul style="list-style-type: none"> <li>・規則第 90 条の 2</li> <li>・滋火様式第 6-3-1 「火薬類年間消費数量内訳書」を添付</li> <li>・火薬類取扱所の構造がわかるものを添付</li> <li>・火工所の構造がわかるものを添付</li> <li>・火薬類消費場所付近の見取図を添付</li> </ul>
⑨	火薬類取扱者出向通知書・受入確認通知書	滋火様式第 6-4 号	火薬類取扱者が、申請者と直接雇用関係にない場合
⑩	火薬類を消費する場所への案内図	任意	

※ 1 許可の申請期間は 1 年以内とし、かつ譲受および消費の目的の期間（採石法に基づく事業は認可期間、土木工事による事業の場合は契約期間）を超えないものとする。

※ 2 発行から 3 年以内のものを、他の申請を含めて提出している場合で、記載内容に変更がない場合は提出不要

(3) 提出部数

- ・滋賀県公安委員会へ意見の聴取が必要なものは 2 部（意見聴取の要否については、申請先に確認）
- ・滋賀県公安委員会へ意見の聴取が不要なものは 1 部
- ・申請者の控えが必要な場合は上記に 1 部追加

(4) 火薬類譲受・消費許可申請に併せて行う申請等

- ・火薬類取扱保安責任者等選解任届出

## 6-2 譲受許可申請【法第17条】

### (1) 法の規定

火薬類を譲り受けようとする者（住所地またはその譲り受ける火薬類の消費地（消費地が2以上あるときはその主たる消費地）が滋賀県の場合）は、経済産業省令（規則第36条）で定めるところにより、許可を受けなければならない。ただし、法第17条第1項各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

なお、建設用びょう打ち銃用空包および救命索発射銃用空包に係るものについては、権限特例条例第2条に基づき、住所地またはその譲り受ける火薬類の消費地を管轄する市町の許可を受けなければならない。

### (2) 提出書類

提出書類名	様式	備考
火薬類譲受許可申請書	規則様式 様式第10	・手数料必要 ・※1を参照 ・代表者氏名、名称、事務所所在地等については第1章1-8を参照
上記6-1(2)表中の②から⑦のもの	—	
鉱業法に基づく採掘権に関する施業案の認可証	写し	鉱山保安法の適用を受ける鉱山の場合
火薬類譲受数量の説明書 ※鉱山保安法の適用を受ける鉱山の場合、火薬類の使用予定量を記載した施業案の写しを添付することで、本様式に替えることができる。	滋火様式 第6-5号	滋火様式第6-5-1「火薬類譲受年間数量内訳書」を添付

※1 許可の申請期間は1年以内とし、かつ譲受の目的の期間（採石法に基づく事業および鉱山保安法の適用を受ける鉱山の場合は認可期間、土工工事による事業の場合は契約期間）を超えないものとする。

### (3) 提出部数

- ・火薬類の譲渡し又は譲受けの当事者のいずれもが火薬類の製造業者又は販売業者以外の者である場合は2部
- ・上記以外は1部
- ・申請者の控えが必要な場合は上記に1部追加

### 6-3 譲受許可証書換申請【法第 17 条第 7 項】

(1) 法の規定

譲受許可証の交付を受けた者が、譲受許可証の記載事項に変更を生じたときは、経済産業省令（規則第 38 条の 2）で定めるところにより、遅滞なく交付した者に届け出て、その書換えを受けなければならない。

(2) 提出書類

提出書類名	様式	備考
火薬類譲受許可証書換申請書	規則様式 様式第 12	住所、氏名又は名称および職業に変更があった場合
変更の内容を証する書面	任意	登記事項証明書など
譲受許可証	原本	申請から許可証書き換えに 1 週間程度を要します。その間に火薬類を譲り受ける場合は、許可証の写しを添付し、書き換え日程を別途調整する

(3) 提出部数

1 部（申請者の控えが必要な場合は 2 部）

### 6-4 譲受許可証再交付申請【法第 17 条第 8 項】

(1) 法の規定

譲受許可証の交付を受けた者が、譲受許可証を喪失し、汚損し、又は盗取されたときは、経済産業省令（規則第 39 条）で定めるところにより、その事由を付して交付した者にその再交付を文書で申請しなければならない。

(2) 提出書類

提出書類名	様式	備考
火薬類譲受許可証再交付申請書	規則様式 様式第 13	
再交付事由書	任意	法第 17 条第 8 項
警察官に届け出た事故届	写し	喪失または盗取された場合
火薬類譲受許可証	原本	汚損した場合

(3) 提出部数

1 部（申請者の控えが必要な場合は 2 部）

## 6-5 消費許可申請【法第 25 条】

### (1) 法の規定

火薬類を爆発させ、又は燃焼させようとする者（火薬類を廃棄するため爆発させ、又は燃焼させようとする者を除く。以下「消費者」という。）は、許可を受けなければならない。但し、理化学上の実験、鳥獣の捕獲若しくは駆除、射的練習、信号、観賞その他経済産業省令（規則第 49 条）で定めるものの用に供するため経済産業省令（規則第 49 条）で定める数量以下の火薬類を消費する場合、法令に基づきその事務又は事業のために火薬類を消費する場合及び非常災害に際し緊急の措置をとるため必要な火薬類を消費する場合は、この限りでない。

なお、建設用びょう打ち銃用空包、救命索発射銃用空包および煙火に係るものについては、権限特例条例第 2 条に基づき、消費地を管轄する市町の許可を受けなければならない。

### (2) 提出書類

提出書類名	様式	備考
火薬類消費許可申請書	規則様式 様式第 29	・※ 1 を参照 ・代表者氏名、名称、事務所所在地等については第 1 章 1-8 を参照
火薬類消費の説明書	滋火様式 第 6-6 号	
変更の内容を示した概要書	任意	消費許可申請書の記載事項変更に伴う許可申請の場合
譲受許可証	写し	既に譲受許可を受けている火薬類を消費する場合
上記 6-1(2)表中の②から④および⑥から⑩の書面		※ 2 を参照

※ 1 許可の申請期間は 1 年以内とし、かつ消費の目的の期間（採石法に基づく事業は認可期間、土木工事による事業の場合は契約期間）を超えないものとする。

※ 2 消費許可申請書の記載事項のうち、火薬類の種類および数量、目的、場所、日時又は危険予防の方法について変更があったため、消費許可申請をする場合には、火薬類消費計画書の記載事項のうち、変更に係る事項以外を省略することができる。（規則第 48 条第 3 項）

### (3) 提出部数

- ・滋賀県公安委員会への意見聴取が必要なものは 2 部（意見聴取の要否については、申請先に確認）
- ・滋賀県公安委員会への意見聴取が不要なものは 1 部
- ・申請者の控えが必要な場合は上記に 1 部追加

### (4) 火薬類消費許可申請に併せて行う申請等

- ・火薬類取扱保安責任者等選解任届出

## 6-6 消費許可申請書等記載事項変更届出【規則第 81 条の 14 第 11 号】

### (1) 法の規定

法第 25 条第 1 項の許可を受けた者は、規則第 48 条第 1 項の消費許可申請書の記載事項（火薬類の種類及び数量、目的、場所、日時並びに危険予防の方法を除く。）又は火薬類消費計画書の記載事項に変更があつたときは、変更があつた旨を記載した届出書を、消費許可証を交付した者に提出しなければならない。

### (2) 提出書類

提出書類名	様式	備考
火薬類消費許可申請書等記載事項変更届	滋火様式第 6-7 号	火薬類の種類及び数量、目的、場所、日時並びに危険予防の方法の変更を除く
変更概要書	任意	
変更の内容を証する書面	任意	

### (3) 提出部数

1 部（申請者の控えが必要な場合は 2 部）

## 6-7 火薬類取扱保安責任者等選解任届出（消費）【法第 30 条および法第 33 条】

### (1) 法の規定

経済産業省令（規則第 69 条）で定める数量以上の火薬類を消費する者が、火薬類取扱保安責任者若しくは火薬類取扱副保安責任者又は火薬類取扱保安責任者の代理者を選任したときは、その旨を消費許可証の交付をした者に届け出なければならない。これを解任したときも同様である。

### (2) 提出書類

提出書類名	様式	備考
火薬類取扱保安責任者等選解任届（消費）	滋火様式第 6-8 号	
選任される者の火薬類取扱保安責任者免状	写し	
火薬類の手帳制度に基づく保安教育の記録	写し	
選任される者の取扱保安責任者等の選任記録	写し	火薬類の手帳制度の選・解任記録など
火薬類取扱者出向通知書・受入確認通知書	滋火様式第 6-4 号	副保安責任者または保安責任者の代理者が、申請者と直接雇用関係にない場合

### (3) 提出部数

1 部（申請者の控えが必要な場合は 2 部）

(4) 留意事項

火薬類保安手帳に選任または解任の状況について記載および確認の押印を行うため、届出が受理された場合には火薬類保安手帳を持参する。

**6-8 保安教育計画認可または変更認可申請【法第 29 条】**

(1) 法の規定

滋賀県知事が保安教育計画を定めるべき者として指定した消費者は、経済産業省令（規則第 67 条の 2、規則第 67 条の 3、規則 67 条の 6）で定めるところにより、その従業者に対する保安教育計画を定め、認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(2) 提出書類

第 8 章 8-5 保安教育計画認可または変更認可申請による

**6-9 消費年度報告【規則第 81 条の 14 第 12 号】**

(1) 法の規定

火薬又は爆薬を 1 月に 25kg 以上（無添加可塑性爆薬にあつては、0kg を超える数量）の火薬類を消費する者は、規則第 56 条の 5 第 1 項の帳簿の記載事項を毎年度集計した報告書を、消費許可証を交付した者に提出しなければならない。

(2) 提出書類

提出書類名	様式	備考
火薬類消費量年度報告書	滋火様式 第 6-9 号	

(3) 提出部数

1 部（申請者の控えが必要な場合は 2 部）

(4) 報告期限

年度終了後 30 日以内

## 6-10 譲受許可証返納【法第17条第9項、令2条】

### (1) 法の規定

譲受許可証の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、速やかに、当該譲受許可証を交付した者に返納しなければならない。ただし、法第50条の2第1項の規定の適用を受ける火薬類に係る譲受許可証にあつては、都道府県公安委員会に返納しなければならない。

- 一 許可が取り消されたとき。
- 二 譲受を終了し、又は譲受をしないこととなったとき。
- 三 譲受許可証の有効期間が満了したとき。
- 四 譲受許可証の再交付を受けた場合において、喪失し、又は盗取された譲受許可証を発見し、又は回復したとき。

### (2) 提出書類

提出書類名	様式	備考
火薬類譲受許可証	原本	

## 6-11 消費許可証返納

### (1) 概要

火薬類の消費の許可を受けた者が、以下の事由に該当する場合は消費許可証を交付した者に返納してください。

- ・許可期間の終了
- ・目的を終了
- ・目的の必要がなくなった時

### (2) 提出書類

提出書類名	様式	備考
火薬類消費許可証	原本	